

I 道路特定財源の見直し

1. 道路特定財源の見直し

道路特定財源の見直しについては、平成20年5月13日に基本方針が閣議決定されたところであり、必要な検討を進め、基本方針の具体化を図ります。

道路特定財源等に関する基本方針

〔平成20年5月13日〕
閣議決定

道路特定財源等については、以下の基本方針のとおりとする。

1. 道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。
政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、6月末までに集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。
2. 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。
その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。
一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は21年度から適用されないこととなる。
3. 暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する。
4. 道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する。この計画は、20年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
5. ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。
6. これらの具体化を進めるため、道路特定財源等に関する関係閣僚会議を設置する。

2. 新たな中期計画の作成

平成20年5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」では、「道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する」とされました。この閣議決定に基づき、地方の方々の声を始め、国民各層の声に真摯に耳を傾けながら、最新のデータと専門家の意見を踏まえ、作成を進めます。

なお、交通需要推計については、平成17年の道路交通センサスや新たな人口推計に基づいた推計値のとりまとめを、また費用便益分析を含む道路事業の評価手法についてはその見直しを行います。

3. 無駄の排除、政策の棚卸しへの対応

～道路行政に対する信頼の回復～

道路関係業務の執行に関する種々の支出に対しては、数々の問題点が指摘され、国民の皆様のご懸念や不快の念を招き、道路行政に対する信頼を損ねてしまいました。国土交通省では、道路行政に対する国民の皆様のご信頼を回復するため、次のような取組を行います。

(1) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書の着実な実施

国土交通省では、行き過ぎた支出や無駄を改め、早急に国民の皆様のご信頼を回復するために、「道路関係業務の執行のあり方改革本部」を設置し、国民目線に立った総点検を行うとともに、改革方針を検討し、平成20年4月17日に最終報告書を取りまとめたところです。

最終報告書では、道路関係公益法人の改革、地方整備局等における支出の改革について対策を取りまとめており、現在、道路関係公益法人に対する契約方式の適正化や支出の削減、公益法人の組織形態の見直しなどの取組、地方整備局等における広報広聴経費の適正化等の支出の改革を鋭意進めているところであり、今後とも、この報告書の内容を着実かつ迅速に実行するとともに、不断のフォローアップを行い、改革を引き続き実行します。

○ 道路関係公益法人の改革

○ 地方整備局等における支出の改革

(2) 無駄の排除と政策の棚卸し

平成21年度は、最終報告書の内容の着実な実施をはじめ、無駄の排除を徹底するとともに、従来から行ってきた事業・調査について徹底的な見直しを行い、政策の棚卸しを行うことで、新たな施策の充実強化を図ります。

○ 道路開発資金制度の廃止

○ 街路事業における小規模改良事業に対する国庫補助の廃止 等